

主 文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 事案の概要

本件は、再審査請求人（以下「請求人」という。）が労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による療養補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が〇年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が〇年〇月〇日付けでこれを却下する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第2 請求人の主張の要旨

体調不良で仕事ができず、病院通いで治療費が掛かってたいへんな状況にある。本件は労災として認められるべきであり、監督署の処分に納得できない。

第3 理 由

- 1 労災保険法第38条第1項においては、保険給付に関する決定（以下「原処分」という。）に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすることができる」と規定されている。当該規定の趣旨は、当審査会の原処分の当否に関する裁決は、原則として、審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の請求人の請求の当否自体について判断した決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解される。

したがって、労働者災害補償保険審査官により審査請求が適法要件を欠くとして却下と判断されたものについては、当該判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。

本件の場合、審査官は、請求人の行った本件審査請求を不適法なものであると

してこれを却下しているのです。この点について、以下検討する。

2 審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「労審法」という。）第8条第1項の規定により、審査請求人が原処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないとされている。本件についてこの点をみると、次のとおりである。

(1) 請求人は、審査請求書及び再審査請求書において、本件処分があったことを知った日を「通知書を紛失したため空欄」としている。しかし、本件処分に係る療養補償給付不支給決定通知（以下「不支給決定通知」という。）の配達状況を確認すると、監督署長は、請求人に対し、簡易書留郵便にて○年○月○日付けで不支給決定通知を発送しており、同月○日に請求人宅に配達済みであることが認められる。

(2) 「原処分があったことを知った日」については、不支給決定通知が請求人の住所地に配達され、社会通念上、原処分の存在を知り得る状態におかれたときは、具体的反証のない限り、原処分を知ったものと解するのが相当である。この点について、請求人から具体的な反証はないことから、請求人が本件処分があったことを知った日は、○年○月○日と認められる。本件の請求期間は、その翌日から起算して3か月後の同年○月○日までとなるところであるが、請求人は、審査請求書を○年○月○日付けで作成し、同月○日に審査官がこれを受け付けていることが認められ、本件審査請求が法定の請求期間を経過した後にされたことは明らかである。

(3) ところで、労審法第8条第1項ただし書では、審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、審査請求人が正当な理由により請求期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬと解するのが相当である。

(4) 本件についてみると、請求人は、請求期間を経過した理由について、審査請求書において、「体調不良で病院通いで仕事できず収入なく動けないため収入ないので病院治療費がなく悪化するため」と述べているが、当該理由は、個人的な事情を述べているにすぎず、誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りる事情であるとはいえないものであるから、上記の「正当な理由」に

ついて疎明したものとは認められない。

(5) したがって、当審査会としても、本件審査請求は、不適法なものであり、これを却下した審査官の決定は妥当であると判断する。

3 以上のおり、本件再審査請求も、適法要件を欠く審査請求を基礎とする不適法なものであるから、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下することとして、主文のおり裁決する。